

公委第700374号

督促公示送達書

道路交通法第51条の4第18項の規定に基づき、道路交通法第51条の4第13項の規定による督促を、それぞれ下表左欄に掲げる者に対して行いますので通知します。

なお、督促状及び納入通知書は、京都府警察本部交通部交通指導課駐車管理センターに保管していますから、来訪の上、受領してください。

令和8年9月11日
京都府公安委員会 印

記

1 放置違反金の納付期限

令和8年9月19日 まで

2 放置違反金納付命令を受ける者及びその件名

放置違反金納付命令を受けるべき者の氏名	件名
久本 勝	放置違反金の納付命令に関する件（第 61-226-260216-799002 号）

放置違反金納付命令を受けるべき者の氏名	件名

注： この公示をした日から起算して7日を経過したときに、当該通知の到達があったものとみなされます。